

2

016年3月15日——。
この日が来ることを富裕層は恐れているかもしれない。

この日は、今年度の税制改正で導入が決まった「財産債務調書」の初回提出期限。年間所得2000万円超かつ「総資産3億円以上または保有する有価証券等が1億円以上」の条件に該当する「富裕層」は、この日までに保有する資産と負債を洗いざらい時価で記入して税務署に提出しなければならぬ。土地、建物、預貯金、株式、保険、自家用車、貴金属、骨とう品など、あらゆるものが対象だ。

この調書は、所得税や相続税などの適切な申告を促すためのもの。財産債務調書は毎年提出義務があり、大きな増減があれば税務署は目を光らせるであろう。調書の不提出や虚偽記載そのものには罰則はないが、不誠実な対応をすれば税務署に不信感を持たれるかもしれない。もし、税務調査などで調書に書いていない資産について税の過少申告が見つかればペナルティとして過少申告加算税が増額される。富裕層にとって調書が相当

日本に富裕層は何人いる？ 「全国一斉調査」がいよいよスタート

数字は語る	大和総研金融調査部 研究員
	是枝俊悟

2016年3月15日

財産債務調書の初回提出期限

なプレッシャーになることは間違いない。

他方、マクロ的な観点に立てば、この財産債務調書は、富裕層の資産・負債の「全国一斉調査」としての意味も持つ。

個人の所得については、所得税の確定申告書や支払調書等が集計されるため、年間所得1億円以上の人数や、上位1%の人が日本の所得の何%を占めているといったデータはほぼ正確に把握できる。

一方で、個人の資産・負債については、いくつかの標本調査や民間の推計などがあるだけで、正確な実態は明らかになっていない。

財産債務調書は、条件に該当する人への「全数調査」であり、かつ、正確な申告を行うよう相当なプレッシャーをかけて行われる。

この調書を集計すれば、総資産や純資産階級別の人数、所得額、保有資産の内訳などが分かる。これは、日本の資産格差の動向、今後の予測、望ましい課税のあり方などを論じるための貴重なデータとなる。国税庁には、調書の集計データをなるべく詳細に公開してほしい。